

答 申 第 5 4 号

平成17年3月25日

千葉県議会議長 様

千葉県個人情報保護審議会

会 長 原 田 三 朗

収集、利用及び提供の制限の例外について（答申）

平成17年3月10日付け千議第371号で諮問のありました下記の事項については、
いずれも適当なものと認めます。

なお、類型によって諮問されている事項の運用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう十分に配慮し、当該事務の目的を達成するために必要な最小限とされたい。

記

1 思想、信条、宗教等に係る個人情報の収集禁止の例外事項

(条例第8条第2項第3号関係)

2 本人収集の原則の例外事項 (条例第8条第3項第6号関係)

3 目的以外の利用・提供の禁止の例外事項 (条例第10条第5号関係)